

ドイツ第三帝国下のユダヤ人政策に対する 抗議の事例

——「混合婚」の「アーリア人」妻による Rosenstrasse 抗議
(1943/2/27-3/4) ——

長 田 浩 彰

1. はじめに、

第三帝国下のドイツにおけるユダヤ人のアイデンティティに関して興味を持って調べていくうちに、筆者には、体制の側がドイツ人とユダヤ人の間に明確な区分を設けることに腐心していたことが際だって印象に残った。裏返して言えば、それ程ドイツ・ユダヤ人は、ドイツ社会に深く同化していたのであろう。詳しくは第3章で述べるが、人種として生物学的に「ユダヤ人」を規定し、彼らを残らず排除したいとするナチ党側と、それでは、復活させる徴兵制や復興が課題である経済界等に与える影響が大きすぎる、としてより穏和な規定で済ませようとする省庁の官僚側との駆け引きが、ユダヤ人「混血」といった範疇の創設や、ひいては特権的「混合婚」(=「ユダヤ人」と「アーリア人」の結婚)という取り扱いを生み出していくことにつながる。

それに対して、第三帝国下、ユダヤ人の処遇に関して、明確な形で当事者の側からの集団的抗議行動が生じたのは、管見の限りでは、副題に挙げた「混合婚」の「アーリア人」妻らによる、ベルリンでの43年2月27日から3月6日までの Rosenstrasse [=バラ通り] 抗議のみであろう。本稿では、ドイツ人とユダヤ人の境界上に位置づけられた彼らの状況を研究する前段階として、とりあえず既存の研究を整理することで、ドイツ・ユダ

ヤ人側に立つ者たちからの体制に対する抗議の一側面を描いてみたい。

2. 「抵抗」概念の変遷

第三帝国下においては、非政治的・民衆的であっても抗議行動は、ドイツ民族共同体の実現を目指す体制の側からすれば、必然的に一種の「抵抗」と理解されることになったろう。当然それは、ドイツ・ユダヤ人の側からの行動に限ったことではない。ここでは、現在の我々がそれをどう理解するかを考える上で、まず、旧西ドイツ・統一ドイツにおける「抵抗」概念の変遷を扱った山下公子氏の研究⁽¹⁾から見てみよう。氏は、占領時代・冷戦時代・1968年以降と、3つの時期区分を行っている。

既に第二次大戦中から、1944年7月20日の軍部によるヒトラー暗殺計画失敗などは、連合国側に知られていた。しかし、英米では政府が黙殺し、ジャーナリズムも、このクーデターをギャングの内部抗争扱いにして軽蔑に満ちた報道を行った。戦時中としては、敵愾心をあおる報道が歓迎された。これが戦後の占領期にも継続された。クーデターに加わった将軍たちは、ドイツ軍人の美德である規律・名誉・愛国心を蹂躪し、軍の道德水準を引き下げた人々とされ、アメリカでは、事件の背景を客観的に分析する記事は、46年までいっさい出ていないばかりか、反ヒトラー抵抗活動の報道自体を、大統領が禁じていた。こういった規制は、占領下のドイツにも適用された。英米政府は、比較的正確な情報を持っていたにもかかわらず、政治的理由で、戦時中同様それを握りつぶした⁽²⁾。

ニュルンベルク裁判が終わり、連合国内部での冷戦構造が明らかになるに連れて、西側占領国は、徐々に、自由主義陣営と同じ民主主義国家ドイツを実現すべく闘ったドイツの「抵抗」運動が存在したことを認め、その中で最も高く評価されたのが、「7月20日事件」だった。これ以外の「抵抗」グループは、ほとんど意義を認められず、共産党系の「抵抗」グループは、ソ連のスパイとして裏切り者扱いされた⁽³⁾。「7月20日事件」の関

係者の遺族たちの名誉回復の訴えが法廷で認められたことで、50年代になって、この暗殺未遂事件が、ナチ政権の不当な政策に対する正当な抵抗だったと、法的・行政的に認められるようになった。ナチ政権に対する「抵抗」者に補償を行うことを定めた53年9月18日の「国民社会主義による迫害の犠牲者に補償を行うための連邦補足法」が、「正しい」抵抗を定める基準と見なされた。61年7月14日の連邦憲法裁判所の判決は、「抵抗運動が、…状態をよりよい方向に変えうる一定の見通しを持っていた場合にのみ、その抵抗運動を妨げる国家の干渉は法的に不当である」とし、この判決以降、「成功する見込みのなかった抵抗には意味がない」という見解が広まった。立法・司法の判断が、何が「抵抗」であったかを定める基準とされた。そのような中でも、一方では、反逆の烙印を押される心配のないミュンヘン大学学生らの反ナチ活動であった「白バラ運動」などは、処刑された学生シヨル兄妹の長姉インゲが手記を53年に出版することで、肯定的な反響を呼んだ⁽⁴⁾。

山下氏によれば、50年代から60年代の冷戦下、スターリン主義支配下の東ドイツにおける住民の抑圧・迫害を目の当たりにしたことなどで、西ドイツの立法・司法関係者の間では、徐々に、国家に対して個人が消極的「抵抗権」を持つという考えが有力になっていったようだ。その結果、68年には、基本法20条（「国家秩序の基盤」）に第4項「抵抗権」が追加された。この条文は、連邦共和国の「秩序を排除しようとするあらゆる存在に対して、すべてのドイツ人は、他の手段が不可能な場合、抵抗の権利を有する」というもので、民主的・社会的連邦国家体制を守るための抵抗権を、国民個人に与えることを定めた。これが、現実政治の場面で、市民1人1人が「抵抗権」を主張して、直接行動に出ることを容易にし、同時に、ヒトラー時代における「抵抗」に対する考え方の条件を変えることになった。司法による「抵抗」の認知に代わって、歴史研究者による研究が、「抵抗」概念に新たな側面を加えていった。一方で、「7月20日事件」を起こしたグループの政権構想に見られた権威主義的国家観の持つ、時代制約的側面

が明らかにされ、また、国外に出て初めて可能となる抵抗の形態もあるのではないか、という面から、亡命者と抵抗の関係が問われた。また他方、政府転覆という大きな政治目標を持った「抵抗」だけでなく、限定された地域における日常的「抵抗」が、研究の対象となっていた⁽⁵⁾。

60年代末から70年代、80年代と、いわゆる学生運動の「68年世代」の研究者が学界の中心的存在となるに従い、「抵抗」研究の主流は、日常的抵抗の社会史的研究へと移っていった。そこで明らかになったドイツ国民の生活は、決して、ナチズムに心酔し、一丸となって総統とナチ党の指導に従うものではなく、服従と熱狂、愛国心と恐怖など、様々な色で彩られた複雑な様相を呈していた。その中に「抵抗」と呼ぶべき要素があることは否定し得ない事実であった⁽⁶⁾。この理由から、山下氏の著書では、抵抗者として、ナチ党の政敵である共産党や社会民主党の亡命者グループや、国防軍内部の反ヒトラー・グループ、高級官僚や外交官・政治家・聖職者などの文民エリートらと並んで、青少年の「反抗」グループなどが取り上げられている。ナチス犯罪の規模とその非人間性に鑑みて、「できるだけ『抵抗』概念を広く解釈する」という山下氏の立場⁽⁷⁾は重要である。その一方で、広がりすぎた「抵抗」の内容を再び整理・分類し、限定的な用語を用いてより正確な記述を目指すこと⁽⁸⁾もまた必要ではないか、と筆者には思われる。次に取り上げるデートレフ・ポイカートなどは、日常生活における青少年も含めた「普通の人々」の「ナチ規範」からの逸脱行為を取り扱った、この時期の代表的な社会史研究者⁽⁹⁾の1人であろう。

ポイカートの場合、第三帝国下、特に戦争が始まった後も大規模な反体制運動が起こらなかつた理由を、以下の点に求めている⁽¹⁰⁾。まず、一方で広範な住民諸相におしなべて見られたヒトラーへの支持(=「ヒトラー神話」の普及)や、その裏返しとしての、住民に身近な権力の下層に対する批判・非難の集中という現象の存在。また、1920年代に出現し、30年代のドイツ社会で進行したアメリカ的な現代的大衆消費社会への移行。これが、上から行われた強制的同質化、つまり労働組合のナチ化や政党の解散等に

よる住民のアトム化と、公共の場から私的な場への住民の退却を、さらに積極的に促した面などを指摘している。たとえば、宣伝相ゲッベルスなどは、教条主義的なナチ・イデオロギーやがんばろう式のスローガンよりも、非政治的な息抜きとなる娯楽をラジオや映画などを通じて国民に多く提供することで、戦時下の国民の志気を保つことに努めた。大量生産されて急速に行き渡った安価な「国民ラジオ」は、政治宣伝の道具という思惑とは別に、夕べの娯楽や夜の自由時間の団らんを家庭の場に移す結果をもたらした。国民の多くは、公の場ではデモ等に参加することで体制への忠誠を示し、ノルマを果たしながら、私的な場ではできるだけ邪魔されずに余暇の楽しみにふけるという「二重生活」を送ることができた。私的な場に退却することそのものが、抵抗の可能性を奪い、体制への挑戦は自分の問題であるという意識を薄めた。それは、自己中心的な、自分だけで満足する態度、あの「無関心と享楽癖」の入り交じった態度に行き着いた。ポイカートの指摘は厳しい。彼は言う。「逆説的だが、ナチスが動員をかけるのに抵抗して〔強調は引用者〕、国民が〔以上のように〕対応することそのものが、体制を安定化させる効果を持ったのである」⁽⁴⁾と。

さて、ポイカート自身は、抵抗を考える際に、体制の規範から逸脱した様々な行動形態を、表1のように図示している。彼が「抵抗」と呼ぶものは、山下氏が示したような広範囲のものではなく、「ナチ体制を全体として拒絶し、個人ができる行動範囲で、それぞれにナチ体制を打倒する準備の方策を採るもの」である。「非同調」「拒否」などは、原則的には警察の手が余り届かない私的な場での、個々の法規違反であり、後者は、非同調行為であっても、命令に意識的に反抗して、体制に政治的に反対するものとなったものが想定されている。たとえば、当局から何度働きかけがあっても、子供をヒトラー・ユェグントやドイツ女子青年団に加入させないとか、工場の幹部が何度要求しても、自分の生産性を引き上げないなどである。これより進んだものが、体制の全体的否定に向かう傾向のある「抗議」である。ただし、これはあくまで原則であって、教会が「安楽死」政策に

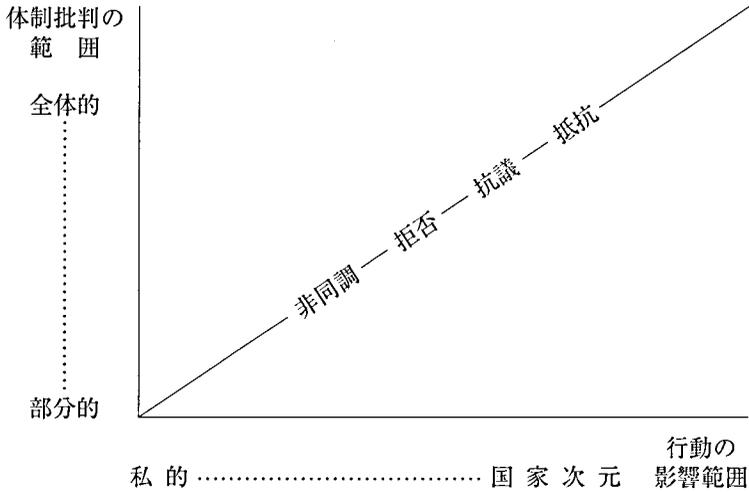


表1 第三帝国における逸脱した態度のさまざまな形態

出典：ポイカート『ナチス・ドイツ』三元社、116頁。

反対する運動を起こした際のような「抗議」は、なお体制の個々の措置を批判する範囲に留まっていたことを、ポイカートも挙げている。規範逸脱行動に対する体制側の対応如何もまた、行為者による批判の範囲を規定していく大きな要因だ、と筆者は考える。彼自身も、個々の事例を吟味する必要があることは強調¹²⁾しており、以下のような指摘をしている。

ポイカートは言う。日常的・私的な非同調行為は、普通は非政治的であり、他の社会であれば許されるし、黙認されうる。しかし、ナチズムは、それまでの私的な場にさえも、政治的要求を持ち込み、社会を政治化しようとした。これに対して普通の国民の側の反応は、公的な、政治的責任のある行動の気配が少しでもあると、怯えてそこに近づかないことだった。また、逸脱行為を行っている側が望まなくとも、体制による干渉が、彼らに、「非同調」から「拒否」へ、さらに「抵抗」へと進む以外に、選択を許さなかった例もある。「日頃はひじょうに慎重な形でしか逸脱した態度を表さなかった人が、体制からの干渉を体験して、紛争のなかで断固とし

た敵になるほかなくなることもあった」¹³⁾、と。

まさにこの一例が、本稿で取り上げる Rosenstrasse 抗議である。43年2月末からの、ベルリンでの最後のユダヤ人一斉検挙（いわゆる「工場作戦」の一環）とアウシュヴィッツへの移送の際に、予告なく「混合婚ユダヤ人」である夫たちもまた職場から連れ去られて、この Rosenstrasse 2-4にある建物に移送を待つために収監された。これに対して、「アーリア人」である妻たちが、その通りに誰呼ぶとなく集まりはじめ、夫たちの安否の確認や差し入れをすると共に、夫たちの解放を求めて、それは抗議運動へと展開していった。つまり、「混合婚」カップルの「ユダヤ人」配偶者を救おうという、「アーリア人」配偶者らによる、個人的・部分的な体制の措置への批判が、その契機にあったのである。

3. 第三帝国下の「ユダヤ人」や「混血」と「混合婚」の状況

この事例について語る以前に、まず第三帝国における「ユダヤ人」の定義や、彼ら「混合婚」カップルの置かれていた状況について見ておきたい¹⁴⁾。

体制の側からのユダヤ人就業者に対する権利の制限や業種からの排除は、公には既に33年4月7日の専門職公務員再建法で始まっている。同法は、一方で第一次世界大戦以前からの公務員や前線兵士、ないしその遺族である場合の公務員からの追放免除規定を含みながら、それ以外のユダヤ人官吏を退職に処すとした。また、4日後のこの法律の第一次施行令によって、「非アーリア人」が、信徒でない場合でも、祖父母の代に1人でもユダヤ教徒を含む者¹⁵⁾とされ、以後35年のニュルンベルク法制定まで、単に公務員のみならず、それに類するその他の職種にまで法的根拠なしに拡大適用されていった。たとえば、公共事業の入札から「非アーリア人」業者をはずしたり、医師らの公共医療施設での解雇や保険医資格の剥奪、弁護士業務における活動の制限、新たな弁護士・弁理士・税理士資格獲得の

禁止などや、ジャーナリスト、芸術関係（演劇、音楽、美術）への就業の禁止（＝それらの職業従事者を統括する帝国文化院への「非アーリア人」の所属禁止を通じた就業の禁止）などが、33年の内に実現している⁽¹⁶⁾。

こういった彼らからの権利剥奪は、この段階では、いわば業種別に、個々のケースで行われていたのに対し、35年9月15日のニュルンベルク法以降体制が目指したのは、「ユダヤ人」全体をドイツ人から区別し、公民権を剥奪して国籍を有するだけの二級市民に貶め、その全体を把握しようとするのであった。ゲシュタポが、帝国全体のユダヤ人カード目録作成に着手したのは、その直前の35年8月17日である。また、同年11月14日のニュルンベルク法第一次施行令によって、新たに「ユダヤ人」の規定がなされた。

それによれば、本人がユダヤ教徒の場合や、それ以外でも、祖父母の代に3人以上ユダヤ教徒がいる場合は「完全ユダヤ人」(Volljuden)、また2人（＝「第一種混血」）であっても、ユダヤ・ゲマインデに属しているか又は「ユダヤ人」と結婚している場合、さらに、ニュルンベルク法施行以降のユダヤ人との結婚（「ユダヤ人」と「第一種」や「ユダヤ人相当者」[後述] との場合など）で生まれた子供や、36年7月31日以降に生まれた「ユダヤ人」との婚外子は、「ユダヤ人相当者」(Geltungsjuden)⁽¹⁷⁾として「ユダヤ人」扱いとされたのである。これによって、それまでの「非アーリア人」という範疇は、「ユダヤ人」と「第一種・二種混血」に3区分され、前者に対しては、先の専門職公務員再建法の免除規定が削除されることとなった⁽¹⁸⁾。

この状況から判るのは、第三帝国下で当初「非アーリア人」＝「ユダヤ人」とされたのが、ユダヤ教徒だけではなく、既にユダヤ教団を離れた離教者やカトリック・プロテスタント両教会で受洗した信者、及びその子孫の一部にまで及んでいたことだ。また、この「非アーリア人」を配偶者に持つ「アーリア人」も、ベルリンで教職に就いている場合には解雇される（34年6月6日の命令）など、ニュルンベルク法以前にはユダヤ人迫害の

影響を被った¹⁹⁾。さらに同法によって、今後の「ユダヤ人」とドイツ人の結婚や婚外交渉が処罰規定を伴って禁止されたが、同法は、それ以前の「混合婚」を解消するものではなかった。

新たな範疇である「混血」は、「ユダヤ人」としての扱いを免れるなど、一時の状況改善を体験したが、「第一種混血」（＝祖父母の代に2人のユダヤ教徒がいる非ユダヤ教徒）やその配偶者の「アーリア人」官吏は、37年8月16日には、再び「ユダヤ人」と同じ扱いを受け、退職させられることになった。（内務省通達）²⁰⁾。「第二種混血」（＝祖父母の代に1人だけユダヤ教徒がいる非ユダヤ教徒）とは異なって、「第一種混血」には、実生活での状況の改善はそれほどなかったようである²¹⁾。

また、「混合婚」夫婦の「ユダヤ人」も、38年12月になって、ヒトラーにより「特権的混合婚」とそうでない「混合婚」の区分がなされるまでは、特に優遇措置はなかった。この特権は法制化されなかったが、38年11月9日夜の「水晶の夜」ポグロムというそれまでの規模を遙かに越えた大ポグロムに対する内外の非難をかわすための措置として始まったようだ。「特権的混合婚」に相当したのは、夫が「アーリア人」である場合、子供がいなくても良いし、また、いても非ユダヤ教徒である場合と、妻が「アーリア人」の場合は、非ユダヤ教徒の子供がいる場合のみだった²²⁾。夫と妻のどちらが「ユダヤ人」であるかによって、「混合婚」カップルの置かれる状況も異なった。戦時中は、世帯主を基準に配給切符が変更されたので、夫が「ユダヤ人」の場合、たとえ「特権的混合婚」であっても、「ユダヤ人」家族と同じ半分の分量の配給しか受けられず、購入時間も「ユダヤ人」に当てられた時間に限られた²³⁾。Rosenstrasse 抗議の主役は、日頃このようなことを経験しており、さらにこの時点で夫を連れ去られた、特権的および非特権的「混合婚」の「アーリア人」妻たちである。

それでも、この「特権」によって、さしあたりこのカップルは、39年から始まる「ユダヤ人住居」への強制的転居を免れ、「ユダヤ人」配偶者の側は、39年にユダヤ人強制加入組織として作られた「ドイツ在住ユダヤ人

全国連合」への加入を、ベルリンでは42年12月まで免除された。そのことで彼らは、この組織が体制側から命令されて作成していた東部への移送者リストからも逃れ得たし、41年9月15日以降の外出時「ダビデの星」着用義務なども免除された。夫が「ユダヤ人」で子供のないことによる非特権的「混合婚」カップルの場合も、「アーリア人」妻が出産可能な年齢にあれば、子供をもうけてその子を教会で洗礼させれば、「特権的混合婚」に「昇格」することも可能だった²⁴⁾。

近年翻訳された『私は証言する』の著者ヴィクトール・クレンペラーの場合は、1912年にプロテスタントに改宗（1903年に1度改宗したが、それを隠して05年に結婚）し、前線兵士として第一次大戦に従軍した「ユダヤ人」（ニュルンベルク法規定）であり、子供がいなかったため、特権を有さない「混合婚」であった。彼は、35年5月2日付けで、専門職公務員再建法第6条（必要に応じた行政簡素化＝公務員の削減）を適応されてドレスデン工科大学を退職に追い込まれたが、前線兵士であったことで乏しい年金給付を得つつ、「混合婚」を理由に移送を後回しにされることで、第二次大戦下のドイツを生きのびた。彼はドレスデン在住だったので、このRosenstrasse 抗議とは無関係だった²⁵⁾。

つまり、第三帝国下では、ユダヤ人としての自覚を積極的にしろ消極的にしろ有していたユダヤ教徒や、ユダヤ・ゲマインデ所属者という「信仰上のユダヤ人」（Glaubensjuden）の範疇を越えた人々が、「非アーリア人」＝「ユダヤ人」として、新たな迫害に遭遇することになったわけである。ドイツ・ユダヤ人の大多数も、ユダヤ人であっても立派なドイツ人であるという自覚を持っていたところに、「おまえたちはドイツ人にあらず、非アーリア人なり」というアイデンティティを国家の側から付与されて、一種のアイデンティティ危機に陥った。そして、同種の危機をさらに強烈に味わったのが、いわゆる「ユダヤ人」とされたキリスト教徒であったと言えよう。ニュルンベルク法までは、彼らは自然にキリスト教徒と結婚して、ナチスのいう「混合婚」の状況にあったのである。

それでは、ユダヤ教徒ではない「非アーリア人」人口はどれ程であったのか。実は、それを正確に把握することは出来ない。第三帝国当初の1933年6月16日の国勢調査は、それ以前の段階からの準備もあって、以前同様、宗教によって住民区分がなされている。38年段階でのある見積もりでは、1933年で約35万人であり、その内訳は、5万人が「ユダヤ人」(14.2%)、「第一種混血」が21万人(60%)、「第二種」が8万人(22.8%)となっていた²⁹⁾。実際、ゲシュタポの後を受けて、親衛隊保安部が精力的に「全国ユダヤ人目録」作成に取り組み始めたのは37年夏以降であり、いわゆる「人種」に基づいた住民区分を行う国勢調査は、オーストリアやズデーテンラント併合の理由で遅れ、39年5月に実施された。この結果がまとめられてまず発表されたのは1940年、その詳細が明かされたのは44年になってからであった³⁰⁾。

これによれば、1937年時点での国境内に、39年段階で、ユダヤ教徒(219,499人)以外に合計で98,821人のユダヤ系ないし部分ユダヤ系の住民がいたことになる。内訳は、「ユダヤ人」が19,716人(約20%)、「第一種混血」が46,828人(約47%)、「第二種」が32,277人(約33%)であった。ただし、この段階でどれだけ既に国外に移住していたかも不明であり、調査担当者に対して出自を明かさない人物もいたはずなので、33年段階での実数は、かなりの潜在的数値をここに付加して考えねばならないだろう³¹⁾。研究者の間でも、33年時点で約50万人と見積もっているケース³²⁾もあり、正確な数値は不明である。もしそうとすれば、33年当初のユダヤ教徒の人口が約525,000人だったので、それにほぼ匹敵する。また35万人であったとすれば、その約70%の人口規模を、ユダヤ系の非ユダヤ教徒は33年当初では有していたことになる。さらに、彼らの内、カトリックとプロテスタント(離教者もこちらに含める)の比率は、前者が12~15%、後者が85~88%という見積もり数値がある³³⁾。

それでは、結婚を例に取り、これら3者の状況の違いを見てみよう。「アーリア人」と「ユダヤ人」の35年9月以降の結婚や婚外性交渉は禁止

されたが、「アーリア人」同士や、「ユダヤ人」同士の結婚は問題ない。また、「第一種混血」間の場合も問題ない（ただしドイツ国籍の「第二種」間は禁止）。しかし、「第一種混血」と「第二種混血」の間の結婚は、ニュルンベルク法では許可制となっていたが、ほとんど許可されなかった。よって「第一種」の人々に対して許可されたのは、同種の相手以外の場合は「ユダヤ人」とされた人々が相手の場合だけ（その場合「第一種」は「ユダヤ人相当者」として「ユダヤ人」扱いに）であった。反対に、「第二種」の人々は、「ユダヤ人」との結婚を禁止され、「アーリア人」との結婚が許可された。つまり、「第一種混血」を「ユダヤ人」に、「第二種混血」を「アーリア人」に組み込んでいこうとする政策の意図が、ここには窺える⁶⁰。ただしこの時点では、「ユダヤ人」と「アーリア人」の婚外性交渉については「人種恥辱」罪を適用して裁けても、「第一種混血」と「アーリア人」とのそれは裁けなかった。これを利用した彼らの内縁関係と婚外子の出産は、禁止立法の制定には至らなかったが、42年4月には警察による保護拘禁の対象とされ、強制的に解消へと追い込まれた⁶²。

少々長く結婚に関する状況に触れたのは、体制の側が、35年のニュルンベルク法によって、ドイツ人とキリスト教徒も含めた「ユダヤ人」との間の新たな姻戚関係を、徹底的に阻止し、「混血」という範疇を設けても、数世代後にはドイツ人と「ユダヤ人」に明確に分離しようと躍起になっていたことを指摘しておきたいがためである。明確な基準を引いて、ドイツ人と「ユダヤ人」を分けようとしていた体制の側からすれば、それ以前に結ばれた姻戚関係に由来する「混合婚」カップルは、まさに目の上の瘤であり、解消させたいが出来ない忌々しい存在だった。なぜならば、一方でナチスは、家庭を尊重する規範を重視しており、離婚自体が一般的ではなかった当時の道徳的状况を考えれば、それをナチの人種理論で簡単に押し切って、強制離婚措置を導入しうる状況にはなかったといえる⁶³。1901年から33年までに、約118,000組のユダヤ人カップルが誕生したのに対して、「混合婚」カップルは42,452組であり、33年だけでも、前者が2,147組に対

して、後者は1,693組であった。1939年時点で、「混血」とのそれも含めて、まだ約19,000組の「混合婚」が継続されていたという⁶⁴⁾。既存の「混合婚」の強制的解消のための立法化は、まず当事者やその「アーリア人」親戚の不満や反対と、カトリック教会などの断固たる反対を引き起こすことが想定できた⁶⁵⁾。これから戦争をひかえて国内での団結をさらに必要とするなかでは、この問題は、単にイデオロギーだけで割り切れないデリケートな問題であった。よって、これは何度も提案されるが、世論も離婚の簡素化には否定的であり、体制内部での意見の対立を経て、結局ヒトラーにより、大戦終結まで棚上げにされていた⁶⁶⁾。

そこで代わりになされたのが、日常において、ゲシュタポらの手で繰り返される嫌がらせであり、「アーリア人」配偶者への離婚の薦めであった。それにも負けず「混合婚」を継続することは、それ自体、ポイカートによる逸脱行動の区分にてらせば「拒否」にも相当する、と言えるかも知れない。

さらに「混合婚」は、「混血」を生み出すことになる。『わが闘争』第1巻のなかでヒトラーはこう述べている。「混血、およびそれによって引き起こされた人種の水準の低下は、あらゆる文化の死滅の唯一の原因である。なにしろ、人間は敗戦によって滅亡はしないものであり、ただ純潔な血だけが所有することのできる抵抗力を失うことによって、滅びるのであるから」⁶⁷⁾と。「アーリア人種」に最も激しく対照的な立場を取っている寄生虫、としてヒトラーが理解していた「ユダヤ人」と「アーリア人」の混血は、理論的には、彼にとって最も憎悪されるべき行為であり、対象であったと言えよう。

4. 「混血」や「混合婚」への対応の変化と、Rosenstrasse 抗議 (1943/2/27-3/6)

統計上公式に記録されている「完全ユダヤ人」のうちで、第三帝国下のドイツを生き延びた彼らの約98%は、まさにこの「混合婚」の「ユダヤ人」

だったという⁽⁹⁸⁾。しかし、ナチ流の人種理論からすれば、この「混合婚ユダヤ人」や「混血」こそが、他の「ユダヤ人」に先駆けて抹殺されるべき存在であったはずだ。体制にそれを思いとどませたのは、前述のように、「アーリア人」配偶者やその親戚の存在であり、家庭こそが生きることの意義であり意味である、とする深く根付いた社会規範であった。以下、彼らの置かれていた状況の危うい変化を、諸々の研究を参考にして簡単に紹介していこう⁽⁹⁹⁾。

1941年初頭から、党官房や国家保安本部などの官吏らの間では、ニュルンベルク法を尊重しつつも、「混血」を「ユダヤ人」として扱い、「特権的混合婚」も含めて、全「混合婚」の「ユダヤ人」を東部へ移送することで意見の一致を見ていた。ホロコーストが開始される直前の41年8月13日の会合においても、彼らは、占領地域の「混血」についても、「ユダヤ人」と同等の扱いをすることで合意していた。しかし、その直後にヒトラーは、ゲッベルスとの会談の際に、「混血」を「ユダヤ人」と見なすこれらの計画を、占領地域以外では拒絶した。ヒトラーとゲッベルスは、「アーリア人」家族の怒りを予想しうることで意見の一致を見たからだ。この方針に従って、41年10月18日以降の最初のドイツからの2万人のユダヤ人移送から、43年2月までの計5回の移送命令では、「混血」と「混合婚」ユダヤ人の移送は、一時的に見合わされたのである⁽¹⁰⁰⁾。この問題に関する討議は、その間も棚上げにされることはなかった。たとえば、42年1月20日の著名なヴァンゼー会議においても、ホロコースト実施に関するドイツ諸機関の代表らの調整だけでなく、「第一種混血」や「混合婚ユダヤ人」の取り扱いについて、参加者の間で議論がなされている。この会議を招集した親衛隊のハイドリヒは、席上、「アーリア人」と結婚して「アーリア人」と見なしうる子供を持つ「第一種混血」や、功績により例外扱いを認められた者は除外して、残りの「第一種」を「ユダヤ人」と同列に扱い、東部へ移送するよう主張した。移送を免れる選択肢として彼が述べたのは、自由意志による断種である。また、「第二種」に関してハイドリヒは、原則とし

て「アーリア人」と同等に扱おうとしたが、本人が「アーリア人」と結婚していない場合で、外面や立ち居振る舞いがユダヤ的であると認められる者、および、本人の両親が共に「混血」である者は、「ユダヤ人」と同列に扱うよう提案した。「ユダヤ人」と「アーリア人」の「混合婚」に関しては、個別的事例ごとに「ユダヤ人」配偶者の移送に踏み切るかどうかを決めること、「第一種」と「アーリア人」の「混合婚」に関しては、子供が「アーリア人」と見なされる場合を除いて、「第一種」の配偶者とその子供は、移送ないしゲットーへの移住の措置が個別事例ごとに決定されるべきとした。これらの提案に対して、内務省代表のシュトゥッカートは、全ての「第一種混血」の断種を、より業務的に簡素化しうる措置として主張し、「混合婚」は強制的に離婚させ、その「ユダヤ人」も移送するよう望んでいたようだ⁴¹。ヒトラーは、この時点でも決定を先送りした。

それから後も、「第一種混血」や「混合婚」ユダヤ人の処遇をめぐる会議が開かれている。アイヒマンが中心となった42年3月6日の最終的解決に関する第2回会合では、「混合婚」の強制的離婚のための立法化を行えば、パチカンが介入してくることが危惧され、離婚手続きの簡素化（＝「アーリア人」配偶者からの申請は自動的に許可）を決め、それを「アーリア人」配偶者に促すこととした。また、「第一種混血」への強制的断種は、何を根拠に命令されるかの理由付けが不可能であるし、数万人もの断種を迅速に行う技術もなく、何よりも、断種によって「混血」が混血でなくなることはないので、ユダヤ人問題の最終的解決には至らない、という見解であった⁴²。ハイドリヒが6月に暗殺された後で42年10月27日に開催された第3回会合では、大規模な断種の技術が完成したとの報告に基づいて、「第一種混血」の断種計画を、これ以上騒がず実行することで合意が得られた。しかし、実際にはそんな技術は完成されておらず、その結果、こういった議論にもかかわらず、「混血」は移送も断種もされなかった。「混合婚ユダヤ人」の移送に関しては、離婚法など作らず、夫婦ともテレージエンシュタットの老人ゲットーに送ればいい、との主張もあったが、

結局は第2回会合の線で落ち着いた。ただし、離婚や「アーリア人」配偶者の死去で「混合婚」が解消された元「混合婚ユダヤ人」は、移送の対象に含まれることになっていた⁽⁴³⁾。

この第3回会合に続いて、親衛隊全国指導者でドイツ警察長官のヒムラーは、ドイツ国内の強制収容所から「ユダヤ人」を東部に移送し、スペースを確保する命令を出していた。そこには、いずれ「混合婚ユダヤ人」や「混血」が収容されることが想定されていたのであろう。彼はまた、既にそれに先だって9月29日に、「混合婚ユダヤ人」と「混血」を移送するための、限定的で予備的な命令を出していた。それは、まず女性から手始めに、ということで、ラーヴェンスブリュックの女性収容所から、「ユダヤ人」女性をその家族共々東部に（つまりアウシュヴィッツに）移送し、それに「混合婚ユダヤ人」女性をも重罪の場合には、家族と引き離して含む込むというものであった。さらに、「混合婚ユダヤ人」男性が移送されて配偶者のドイツ人女性が多く取り残されることが想定されたので、9月24日には、国防軍兵士たちに対して、「ユダヤ人」と結婚歴のあるドイツ人女性との結婚が禁止された。また、宣伝相ゲッベルスは、ベルリンのガウ・ライターでもあり、そこには多数の「混合婚」カップルが生活していたこともあって、まず、最も反対の少ないであろう子供のいない「混合婚ユダヤ人」の移送を決心することで、ドイツ全体から「ユダヤ人」を一掃するための先鞭をベルリンでつけるつもりでいたようだ。体制の側が待っていたのは、それらを即座に実行できる機会だった。42年末には、「混合婚ユダヤ人」や「混血」は非常に危険な状況にあったようである⁽⁴⁴⁾。

そこに、43年2月初頭の東部戦線スターリングラードでの軍事的敗北と、起死回生のための「総力戦」を訴える2月18日のゲッベルス演説が続いた。社会統合と極限までの動員を一挙にはかろうとするこの総力戦化は、外国人労働力を国内に入れているなかで、彼らと結びついて社会的紛争の種になりかねない、という危惧の念を抱かせる「ユダヤ人」の帝国からの排除を必要とした。ベルリンからの全「ユダヤ人」の移送をできる限り急がね

ばならない、という見解で、ゲッベルスとヒトラーが合意したのは、43年1月末のことだったようだ。その頃ベルリンは、消費財やサービスのますますの削減に直面し、昼はイギリス空軍、夜はアメリカによる空襲に見舞われていた。また、42年10月から43年4月までのベルリン出身の兵士戦死者数の月平均は、1,565人にまで昇っていた⁴⁵⁾。

ゲッベルスはヒトラーを説得して、信頼の置けない外国人労働力を増強するより、ドイツ人女性を徴用する手段を執った。それまでは家庭を守り、国家と民族のために子供をもうける役を担わされていた彼女らの内、17才から45才までを徴用することで、350万人以上の労働力の増強が見込まれた。しかしこのことで、女性が体制に対して持つ政治的インパクトは、彼女らの協力への体制側の期待度に比例して、43年初頭にはますます拡大することになった⁴⁶⁾、と研究者シュトールツフスは述べている。

ゲシュタポは、43年3月始めまでに、ベルリンから全「ユダヤ人」移送を完了することとし、2月には、逮捕・移送業務をサポートする「ユダヤ人」90名の選出を、ベルリンのユダヤ・ゲマインデの指導層に要求し、教会に対しては、「混合婚」カップルに関する情報の提供を要請した。一方で、「混合婚ユダヤ人」とその配偶者たちは、43年1月までにユダヤ・ゲマインデに登録を済ますよう要請されていた。「工場作戦」と呼ばれたこの最終的一斉検挙は、ベルリンでは「ダビデの星」を着けた「ユダヤ人」をすべて移送し、この時点で完全な移送が不可能であるとしても、今後のために全ての「混合婚ユダヤ人」のリストの作成を目指していたという⁴⁷⁾。

2月27日(土)の早朝から、この一斉検挙は始まった。職場や工場、自宅や路上で逮捕された「ユダヤ人」は、家族とばらばらにされ、ベルリンの数カ所の臨時収容施設に収容された。その後彼らは、アウシュヴィッツへと送られ、労働力にならないと判断されて即座にガス殺された女性や子供の他は、主にそこに附属するドイツ企業 I.G. Farben の工場での労働を強いられた。「混合婚ユダヤ人」(主に男性)や「混血」、「ユダヤ人相当者」

の一部が他の「ユダヤ人」一般と区別されて収容された臨時施設の1つには、ベルリン中心部の東欧ユダヤ人街としても有名な穀倉街(Scheunenviertel)のRosenstrasse 2-4にあるユダヤ・ゲマインデの事務棟が当てられた⁽⁴⁸⁾。2月末のベルリンの全「ユダヤ人」数は27,281人、また「混合婚ユダヤ人」は、43年で5,000から7,000人程と推定されている⁽⁴⁹⁾。27日だけで、全「ユダヤ人」の内、約5,000人が検挙・収容された⁽⁵⁰⁾。家族には何の連絡もなく、「アーリア人」妻たちは、警察やゲシュタポを訪れ、知人等を介して夫たちがRosenstrasseの臨時施設に収容されていること知り、次第にそこに集まり始めた。妻や子供、他の親戚などが、仕事の前後にそこに集まり、収容された家族の安否を確かめ、差し入れを手渡そうとした。週が明けて月曜、火曜となり、被収容者が増えていくに従って、ますます回りの群衆の数も増えていった。親衛隊や警察が銃で威嚇して、何度群衆を追い払っても、10分もすれば、また人々が集まった。市当局も、この通りに近いベルゼ駅を封鎖したが、ほとんど効果はなかった⁽⁵¹⁾。3月1日(月)夜から2日未明にかけてのそれまで最大のベルリン空襲で、数千人の死傷者が出た後も、抗議は続けられた。後に研究者シュトールツフスのインタビューに答えた参加者の証言によれば、彼女たちがそこに行ったのは、夫のために何かしなければならぬという思いからであって、彼女らは、「夫を返してほしい」という共通の叫び以外には何らかの政治的意図も、ましてや武器の携帯もない、数だけが頼みの未組織の集団だったのである⁽⁵²⁾。しかし4日(木)にはついに、もう1つの彼らの臨時収容施設(Grosse Hamburger Strasse)から13名の「混合婚ユダヤ人」男性と、Rosenstrasseの収容施設から5名の「混合婚ユダヤ人」女性が、反逆罪の名目でアウシュヴィッツへと移送された⁽⁵³⁾。

3月5日(金)には、ゲシュタポによって、新たな抗議デモ解散方法が試されている。参加者のなかから10名ほどの女性が、ゲシュタポによって通りから労働事務局に連行された。彼女らは、そこで一日ジャガイモの皮むきをやらされ、夜釈放された。連行される女性たちがどこに連れ去られ、

何をされるのかがわからないことで、集まっている人々の恐怖をあおり、この抗議を収束に導こうとする意図からであったようだ⁶⁴。さらに翌6日には、この Rosenstrasse の臨時収容施設から、25名の子供を持たない「混合婚ユダヤ人」男性が選ばれ、幌付きトラックで駅へと連れて行かれ、アウシュヴィッツに移送された。彼ら自身のユダヤ系の親族のほとんどは既に移送済みで、できるだけ苦情の出る恐れのない人物を、当局の側は選んだようだ。この時点でベルリンからは、既に7,031名の「ユダヤ人」が、アウシュヴィッツへと移送されていた⁶⁵。目撃者によれば、この日の Rosenstrasse にあつまった群衆は千人に上り、親類縁者を収監されていない人々までが加わっていた。この日のデモは、より明確に政治的になり、反ナチの色彩を示した、とシュトールツフスは述べている。人々は、これまでの「夫を返せ！」というスローガンに代わって「人殺し！」という叫びをあげていた。群衆に向けて機関銃が構えられたが、結局発砲はなかったようだ⁶⁶。この日のデモは、行動の影響範囲が、当事者の範囲を超えて拡大しつつある兆しを示していたと言えよう。国民に対してホロコーストを隠蔽することに苦心していた当局が、恐れていた状況に近づきつつあったと言えるかもしれない。

結局この6日に、ゲッベルスは、収監していた「混合婚ユダヤ人」と「混血」の釈放を命令した。これが、デモを収束させるための最良の手段だと考えたからである、と彼の副官レオポルド・グッテラーは回顧している。またグッテラーはこうも述べている。あの女性たちは、人間としてそこにあった。彼女たちは、公然と抗議し、自らの身を危険にさらしていた。しかしもし、デモの一部が一丁の銃でも携行していたら、警察は、発砲しなければならなかったであろう。この抗議行動は、組織されたものではなかった。自発的な反応だった。体制のシステムに対する抗議も、そこには含まれていなかった。彼女たちは革命を望んだのではなく、何が進行しているか、単純に理解できていなかったのだ、と⁶⁷。

このゲッベルス命令の後、収監されていた約1700名の「混合婚ユダヤ人」

らは釈放された。Rosenstrasse の収容施設からアウシュヴィッツに送られた25名も、病気の者1名を除き、2日前に Grosse Hamburger Strasse から移送されていた13名の内の11名と共に、ベルリンに送り返された。ただし、彼らは市民との接触を防ぐため、市南部のグロスペーレン労働キャンプに収容された。3月20日、ゲッベルスは、ベルリンからのユダヤ人一掃をヒトラーに報告し、多くの残された「ユダヤ人」は、ダビデの星を衣服からはずし始めた。5月19日、「混合婚ユダヤ人」のことはさておいて、ベルリンからの「ユダヤ人」一掃完了が、公に宣言された⁵⁸。

5. おわりに—評価をめぐる

研究者シュトールツフスは、この場合の抗議行動が実を結ぶに至った条件を、次のように挙げている。つまり、総力戦のための国民の団結と協力を必要としているなかで、それが公然と行われ、体制の側に世論への影響を危惧させるに足る十分な規模を持ち、非武装で、集団的だったことである。また、女性が主体であったことも強みといえる。たとえば、38年11月の「水晶の夜」ポグロムでは、3万人近くのユダヤ人男性が逮捕されたが、女性は逮捕されなかった。ヒトラーの価値観において、男性は強くて危険な存在とされていたが、女性は受け身で保護の必要な存在であり、無害でしかも余り利口でないことになっていた⁵⁹。研究者クーンズもこう言っている。警察が女性を大量に検挙していたとすれば、人々が女性もナチに苦しめられていることに気づいたことだろう。「弱い性」に対する男性の野蛮な行為が暴露されれば、清潔・高貴といったゲシュタポの公的なイメージも損なわれることになったはずである、と⁶⁰。さらにシュトールツフスはこう述べる。41年8月にヒトラーから「安楽死」政策の表面的中止命令を引き出した、カトリック教会を中心とした障害者殺害への抗議運動と比較して、この Rosenstrasse 抗議の特殊性は以下にある。つまり、前者の抗議を行ったカトリック教会は、「安楽死」政策以外では、ナチズムを支

持っていたのに対して、後者の主体となった「混合婚」の「アーリア人」妻たちは、体制からの圧力に屈せず「混合婚」を継続したことで、第三帝国の13年間ずっと反ナチスであったことになる、と。彼女らも、体制にとって最も重要な敵対者たちの範疇に位置づけられるべきだ、というのがシュトールツフスの見解である⁶¹⁾。男性の「第一種混血」や「混合婚ユダヤ人」男性は、その後も、44年10月からトート機関に強制労働のため徴用され、軍事要塞建設の重労働に従事し、45年1月以降は、全ての「ユダヤ人」と16歳以上の「混血」は、テレージェンシュタットの老人ゲットーに収容されて徴用されることとなった。確かに彼らは、これによって絶滅をぎりぎりでも免れたのである⁶²⁾。

シュトールツフスの研究は、オーラル・ヒストリーの領域に位置する。1985年以降、ベルリンを訪れて探し当てた生存者らの内、4組の「混合婚」家庭の経験を中心に、この Rosenstrasse 抗議までの第三帝国下での彼らの生活が描かれる⁶³⁾。その意味で、大変貴重な歴史の掘り起こしと言える。またこの事例は、ポイカートが述べたように、体制に対する「非同調」や「拒否」の態度が、体制側の干渉によって「抗議」に至った明快な事例であると言えよう。ただシュトールツルス自身は、ポイカートの表1のような図式に対して、このように批判している。つまり、それは、「抵抗」が反体制的行動の最も強力な形態であり、「抗議」「拒否」「非同調」へと行けば行くほど、だんだん弱くなっていくことを暗示している、と。しかし、シュトールツフスの研究が示したように、行動が引き出す効力は、あくまで歴史的な脈に規定されているのであり、夫を取り戻す妻たちの Rosenstrasse 抗議は、その意味で武装闘争という手段より遙かに有効であったろう⁶⁴⁾。筆者が思うに、第2章で引用した山下公子氏の整理から我々が学ぶべきは、ポイカートの4区分に「より正しい」とか「より強力な」といった価値観を付与して利用すれば、また1950年代の「抵抗」概念へと逆戻りする道を歩むことになりかねない、ということである。ただし、Rosenstrasse 抗議の参加者が体制の側から思った成果を引き出した代わ

りに、特権扱いされなかった「ユダヤ人」の絶滅は、継続されていった。その意味で、この抗議はホロコースト全体に影響を及ぼすもの、換言すれば国家次元へと影響範囲が拡大するものにはならなかった、ことは指摘しておきたい。彼女たちの命がけの行為に最大限の敬意を払うのは当然であるが、ユダヤ人に対する世論の関心の低さからも、影響がホロコースト政策全体にまで及ぶ可能性は、体制側が危惧したほどには高くなかったのかも知れない。

また、シュトールツフスの研究は、「アーリア人」妻たちによる Rosenstrasse 抗議が、夫たちを移送から救うという成果を勝ち取った主因であった、という評価を下しているように思われる。それに対して、次のような異論も存在する。研究者グルナーは問いかける。元々なぜ「混合婚ユダヤ人」男性たちは、他の「ユダヤ人」と区分されてこの臨時施設に収容されたのか、と。それは、彼らを拘束したのが移送のためではなく、大部分のベルリン・ユダヤ人がアウシュヴィッツへ移送されたとしても、残った「ユダヤ人」を管理するための「ドイツ在住ユダヤ人全国連合」等の諸機関の存続と、そこで働くユダヤ人事務職は今後も必要であり、その補充代替要員として、彼ら「混合婚ユダヤ人」らは別に隔離されたのである、と。事実、3月6日から始まる彼ら「混合婚ユダヤ人」の釈放と共に、300名以上がその中から選ばれ、内190名はこの「ユダヤ人連合」の新職員として採用されて数日中に「協力者証」の交付を受けている。また、ハンブルクでも同様の事例が確認されている⁴⁹⁵。どうも、「アーリア人」妻たちによるこの抗議行動は、「混合婚ユダヤ人」配偶者らの釈放を引き出す必要条件であったかも知れないが、十分条件ではなかった、という解釈が、筆者には、現在の時点では妥当な評価ではないかと思われる⁴⁹⁶。

註

- (1) 山下公子『ヒトラー暗殺計画と抵抗運動』講談社、1997年。
- (2) 同書、240-244、248頁。

- (3) 同書、249頁。
- (4) 同書、250-251頁。
- (5) 同書、252-253頁。
- (6) 同書、257-258頁。
- (7) 同書、257頁。同様に、ベルリン工科大学反セム主義研究センターでは、1997年から、「ナチス・ドイツ下(1933-45)でのユダヤ人の救済」という研究プロジェクトが進行中である。特に、大戦中にユダヤ人をかくまったドイツ人家族などの事例を中心に、できる限りの事例を収集し、救済者らの動機や政治的傾向、教育水準や職業、宗派などに関して、データ・バンクが作成されている模様だ。その目的の1つは、「抵抗」研究に新たなインパクトを与えること、とされている。<http://130.149.134.79/retter.htm>
- (8) 山下前掲書、254頁。
- (9) デートレフ・ボイカート(木村・山本訳)『ナチス・ドイツ—ある近代の社会史』三元社、1991年。
- (10) ボイカート前掲書、93-112頁。
- (11) 同書、111-112頁。
- (12) 同書、113-117頁。
- (13) 同書、117頁。
- (14) 本章は、以下の拙稿とも重複している。参照されたい。拙稿「『ユダヤ人』とされた人々の危機意識」山代宏道編『危機をめぐる歴史学』刀水書房、2002年春出版予定。
- (15) Bruno Blau, *Das Ausnahmerecht fuer die Juden in Deutschland 1933-1945*. 2. Aufl., Duesseldorf 1954, S. 19.
- (16) 拙稿「第三帝国下のドイツ・ユダヤ人の危機意識」『地域文化研究』25(1999)。Joseph Walk (H.g.), *Das Sonderrecht fuer die Juden im NS-Staat*. 2. Aufl., Heidelberg 1996; Wolf Gruner, *Judenverfolgung in Berlin 1933-1945*, Berlin 1996.
- (17) Cornelia Schmitz-Berning, *Vokabular des Nationalsozialismus*. Berlin u.a. 1998. S. 258-9.
- (18) 拙稿「ユダヤ人の危機意識」、191頁。Blau, a.a.O., S. 31-3; Walk, a.a.O.; S. 139-40, 148; Gruner, a.a.O., S. 37-8.
- (19) Ebenda, S.31-2.
- (20) Walk, a.a.O., S.199.
- (21) Urusula Buettner, *Die Not der Juden teilen*. Christlich-juedische Familie im Dritten Reich. Hamburg 1988. S. 33-4.
- (22) Ebenda, S. 41-4, Beate Meyer, "Juedische Mischlinge" Rassenpolitik und Verfolgungserfahrung 1933-1945. Hamburg 1999. S. 30-1.
- (23) Nathan Stoltzfus, *Resistans of the Heart*. Inter-marriage and the Rosenstrasse Protest in Nazi Germany, New York and London 1996, S. 104. ゲッベルスは、40年7月4日の命令で、ベルリンでユダヤ人が食糧雑貨を購入できる時間帯を、午後4時から5時の間とした。Ebenda, S. 132, Gruner, a.a.O., S.73, 85, Walk, a.a.O., S. 324.
- (24) Stoltzfus, a.a.O., S. 109, 150-154, 188, Gruner, a.a.O., S.86-87, Buettner, a.a.O.,

- S.45, Monika Richarz, *Juedisches Leben in Deutschland. Selbstzeugnisse zur Sozialgeschichte 1918-1945*, Stuttgart 1982, S. 465-466. 研究者シュートルツフスは、夫がユダヤ人で社民党支持者、妻がプロテスタントの「アーリア人」であるグロドカ夫妻が、41年5月に待望の息子をもうけ、クリスチャンとして洗礼させたことで、特権的混合婚に「昇格」された例を挙げている。また、同様の例は42年になっても見られた。Stoltzfus, a.a.O., S. 129-130, 155-157, 329, Anm. 17.
- (25) クレンペラー (石田勇治解説・小川=フンケ、宮崎訳)「私は証言する。ナチ時代の日記 1933-1945年」大月書店 (1999)、46、333-343頁。再建法第6条は、Blau, a.a.O., S. 15. を参照。
- (26) Aleksander-Sasa Vuletic, *Christen juedischer Herkunft im Dritten Reich. Verfolgung und organisierte Selbsthilfe 1933-1939*. Mainz 1999, S. 40.
- (27) Ebenda, S. 140-141, Goetz Aly/ Karl Heinz Roth, *Die restlose Erfassung. Volkzählen, Identifizieren, Aussondern im Nationalsozialismus*, Berlin 1984, S. 23.
- (28) Vuletic, a.a.O., S. 42-43, Eberhard Roehm u. Jorg Thierfelder, *Juden-Christen-Deutsche. Bd. 1*, Stuttgart 1990. S. 262-263.
- (29) Werner Cohn, "Bearers of a Common Fate? The 'Non-Arian' Christian 'Fate-Comrades' of the Pauls-Bund, 1933-1939," in: *Year Book (Leo Baeck Institute) 33* (1988), S.330, 350-3.
- (30) Franklin A. Oberlaender, *Wir aber sind nicht Fisch und nicht Fleisch. Christliche "Nichtarier" und ihre Kinder in Deutschland*. Opladen 1996. S. 26.
- (31) Buettner, a.a.O., S. 29-32, 米本昌平「遺伝管理社会—ナチスと近未来」弘文堂 (1989)、142-6頁。
- (32) Buettner, a.a.O., S. 30-31.
- (33) Stoltzfu, a.a.O., S. 43-49, 72-73. クローディア・クーンズ (姫岡とし子監訳)「父の国の母たち—女を軸にナチズムを読む」上下、時事通信社、1990年 (特に上、297-298頁) 参照。1929年で離婚数は1万カップルにつき29,0だったのが、33年では29,7へと確実に増加はしていた。Dirk Blasius, *Ehescheidung in Deutschland 1794-1945*, Goettingen 1987, S. 190. 離婚に至った混合婚を、研究者ビュットナーは全体の約7%としている。Buettner, a.a.O., S. 57. しかし、ハンブルクでは約20%だった、という評価もある。Meyer, a.a.O., S. 94.
- (34) Marius Hetzel, *Die Anfechtung der Rassenmischehe in den Jahren 1933-1939*, Tuebingen 1997, S. 43, 47. なお、この混合婚数は、オーストリアを含まない旧帝国領内のみと考えられる。研究者ラウル・ヒルバークは、39年に帝国・保護領におよそ3万組の混合婚夫婦がいたとして、10人中1人のユダヤ人が混合婚だったと述べている。ヒルバーク (望田・原田・井上訳)『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅』上、柏書房、1997年、131頁。41年10月で、ドイツからのユダヤ人の亡命は禁止されたが、42年末での混合婚数は、旧帝国領内で16,760、オーストリアで4,803、保護領で6,211の計27,774であり、43年4月1日では、旧帝国領内だけで、特権的混合件数が12,117、非特権的混合件数が4,551の計16,668であった。同書、323頁。

- (35) Stoltzfus, a.a.O., S. 272.
- (36) Ebenda, S. 170-174, 350, Anm.30.
- (37) アドルフ・ヒトラー (平野・将積訳)『わが闘争』上、角川文庫、1973年、421頁。
- (38) 1944年9月で13,217人中、230人を除いた12,987人がこれであり、ここには、「ユダヤ人相当者」とされた1,499名は含まれていない。さらに1,200から1,400人のユダヤ人が潜伏して生き残ったようだ。Stoltzfus, a.a.O., S. xxvii, 305, Anm. 60. 註 (34) にあるように、42年末の16,760人からこの44年9月の数値にまで人数が減少したのは、ホロコーストに含み込まれたというよりも、重労働や空襲による死亡や自然死、自殺が主因と考えられる。Ebenda, S. 305, Anm. 59.
- (39) シュトールツフスについては、次のドイツ語論文もあるが、重複しているので本稿では註 (23) の著書の方を参照している。Stoltzfus, “Widerstand des Herzens. Der Protest in der Rosenstrasse und die deutsch-juedische Mischehe”, in: *Geschichte und Gesellschaft* 21-2 (1995), S. 218-247. ヒルバークについては、註 (34) の翻訳書を参照する。註②のマイヤーによるハンブルクでの事例研究は、豊富で詳細である。また、大野英二「ナチ親衛隊知識人の肖像」未来社、2001年は、分析対象の1人として「最終的解決」の設計者ハイドリヒを詳しく扱っている。
- (40) Stoltzfus, *Resistance.*, S. 151, 328, Anm. 6, ヒルバーク前掲書 (上)、316頁。
- (41) 大野前掲書、65-67頁、ヒルバーク前掲書、317-318頁、Stoltzfus, a.a.O., S. 172. また、マイヤーによれば、この会議の数日後、本国とは異なって占領地域では、「混血」がユダヤ人と同等扱いされることで、党官房・国家保安本部・東部占領域省の間での合意が形成されたようである。Meyer, a.a.O., S. 96-98. 非ユダヤ人配偶者からの抗議を考慮する必要がなかったからであろう。
- (42) 大野前掲書、68-69頁、ヒルバーク前掲書、318-319、324頁、Stoltzfus, a.a.O., S. 172-173, Meyer, a.a.O., S. 98-99.
- (43) ヒルバーク前掲書、323-325頁、Stoltzfus, a.a.O., S. 193-194, 336, Anm. 7, Meyer, a.a.O., S. 99.
- (44) Stoltzfus, a.a.O., S. 194-195, Uwe Adam, *Judenpolitik im Dritten Reich*, Duesseldorf 1972, S. 316-329.
- (45) Stoltzfus, a.a.O., S. 196-197, Wolf Gruner, *Der geschlossene Arbeitseinsatz deutscher Juden. Zur Zwangsarbeit als Element der Verfolgung 1938-1943*, Berlin 1997, S. 314.
- (46) Stoltzfus, a.a.O., S. 199-200.
- (47) Ebenda, S. 206-207. ベルリンだけでなく、同時に旧帝国領域の工場での徴用からユダヤ人を排除することが目指されたため、関連の工場経営者側には、この一斉摘発と代替労働力供給が事前に説明されていたようだ。Gruner, *Arbeitseinsatz*, S. 316.
- (48) Stoltzfus, a.a.O., S. xviii, 214, 219-220, 237, 253.
- (49) Ebenda, S. 204, 340, Anm. 62, Gruner, *Arbeitseinsatz*, S. 351.
- (50) Stoltzfus, a.a.O., S. 218.
- (51) Ebenda, S. 220-223.

- (52) 彼女らにそのようなエネルギーを与えたのは、「絶望から来る勇気」だった。
Ebenda, S. 223-225, 227-231, Gad Beck, Und Gad ging zu David. Die Erinnerung des Gad Beck 1923 bis 1945, 2. Aufl., Muenchen 1999, S. 116-117.
- (53) Stoltzfus, a.a.O., S. 237.
- (54) Ebenda, S. 238.
- (55) Ebenda, S. 241-242.
- (56) Ebenda, S. 243.
- (57) ヒルバーク前掲書、325頁、Stoltzfus, a.a.O., S. 243-245, 345, Anm. 71.
- (58) Ebenda, S. 252-255, 258. 研究者グルーナーによれば、この「工場作戦」で逮捕・勾留されたベルリン・ユダヤ人約11,000人強のうち、ゲシュタポが3月中にアウシュヴィッツへ移送したのは8,658人であり、3月末のベルリンにはまだ統計上、18,515人のユダヤ人が残っていた。Wolf Gruner, “Die Reichshauptstadt und die Verfolgung der Berliner Juden 1933-1945”, in: Reinhard Ruerup (H.g.), Juedische Geschichte in Berlin. Essays und Studien, Berlin 1995, S. 253, Ders., Arbeitseinsatz, S. 351.
- (59) Stoltzfus, a.a.O., S. 198-199, 262, 269-272.
- (60) クーンズ前掲書、下、185頁、Stoltzfus, a.a.O., S. 348, Anm. 13.
- (61) Ebenda, S. 268, 275.
- (62) Walk, a.a.O., S. 405-406, Gruner, Judenverfolgung, S. 90-91.
- (63) Stoltzfus, a.a.O., S.289-290.
- (64) Ebenda, S. 270.
- (65) Gruner, “Reichshauptstadt”, S. 252-253, Ders., Arbeitseinsatz, S. 318-319, Meyer, a.a.O., S. 57-58, Reinhard Ruerup (H.g.), Juedische Geschichte in Berlin. Bilder und Dokumente, Berlin 1995, S. 323.
- (66) Mona Koerte, “Fabrikaktion”, in: Wolfgang Benz u.a. (H.g.), Enzyklopaedie des Nationalsozialismus, Stuttgart, 3. Aufl., 1998, S. 452-453. なお、本稿においては、以下の研究を参照できなかった。Gernot Jochheim, Frauenprotest in der Rosenstrasse, Berlin 1993.

付記

本稿は、平成11-13年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））による「第三帝国期におけるドイツ・ユダヤ人のアイデンティティに関する研究」の成果の一部である。

Der Rosenstrasse-Protest von den arischen
Frauen der in der Mischehe lebenden
Judengefangenen (1943):
Ein Protest gegen die NS-Judenpolitik in Berlin

von Hiroaki NAGATA

Indem ich mich fuer die Identitaetsfrage der Juden in NS-Deutschland interessiert und darueber geforscht habe, habe ich die starke Impression dafuer bekommt, dass die Nationalsozialisten grosse Interessen fuer die Trennung der Juden vom Deutschen hatten. Die Partei wuenschte die Juden als Rasse 'biologisch' zu definieren und alles ausnahmslos zu beseitigen, waehrend die Beamten noch milderen Massnahmen gegenueber den Juden bevorzugten. Diese Meinungsverschiedenheit schaffte 1935 die Kategolien von juedischen 'Mischlingen' und ueberdies 1938 auch die Behandlung der privilegierten 'Mischehe'.

Soweit ich unterrichtet bin, war der Frauenprotest in der Rosenstrasse von 1943 die einzige Handlung, die von der Seite der Juden oeffentlich gegen die NS-Judenpolitik stattfand. In dieser Abhandlung werden erstens ihre Handlungen aufgrund des Forschungsergebnisses von Nathan Stoltzfus beschrieben. Und dann wird das Analysenergebnis Schtoltzfuss mit den Schaetzungen von Wolf Gruner und Beate Meyer vergriffen. Meinem Erachten nach entspricht diese Frauenhandlung dem "Protest", einer von Detlev Peukert vorgeschlagenen Skala. Zwar bin ich der Meinung von

Stoltzfus, dass diese Frauen mit der Fortsetzung ihrer Mischehe einem Teil von den wichtigsten Widerstehenden in dieser Zeit entspreche. Aber ich bin der Meinung von Gruner und Meyer ueber die Schaetzung vom Ergebnis dieser Frauenhandlung. Naemlich war ihre Protesthandung zwar die notwendige Voraussetzung fuer die Freilassung ihrer juedischen Maenner, aber wenigstens nicht die reichliche, unbedingte Bedingung dazu.